

# 国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程

(平成16年12月22日制定)

## (設置)

第1条 国立大学法人小樽商科大学に、教員（大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻所属教員を除く。）の人事に関する学部教授会又は学部・大学院合同教授会の審議を円滑なものとするため、教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会発足の発議は、学科、系、センター、又はグローバル戦略推進センター各部門（以下、「学科等」という。）が行う。

## (目的)

第2条 選考委員会は、教員の採用について応募者の研究教育上の能力を審査し、候補者を選考することを目的とする。

## (選考委員)

第3条 選考委員は、テニユアトラック教員（国立大学法人小樽商科大学テニユアトラック制に関する規程第3条第3号に規定する教員をいう。）を除く3名以上とし、当該学科等以外から少なくとも1名を含めなければならない。

2 選考委員会発足時に、転出、辞職又は当該年度に定年退職が予定されている教員は、選考委員となることはできない。ただし、選考委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

## (委員長)

第4条 委員会の委員長は、委員の互選とする。

## (議長)

第5条 委員長は、委員会を招集し議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

## (議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決する。

## (存続期間)

第7条 選考委員会は、第2条の規定に基づく候補者が学部教授会又は学部・大学院合同教授会に提案されたときに解散する。ただし、選考委員会の存続期間は原則として3年を超えないものとする。

## (雑則)

第8条 この規程の運用は、別に定める細則による。

## 附 則

1 この規程は、平成16年12月22日から施行する。

2 この規程施行前に成立していた選考委員会は、なお従前の例により選考を行う。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。